

大綱 1

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり ～子育て支援の施策～

1. 子育て家庭への支援
2. 子どもが健やかに育つ環境の整備
3. 学校教育の充実

1. 子育て家庭への支援

町の現況と課題

家庭や地域における子育て機能が低下するなか、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの成長過程に応じた必要な子育て情報や学習機会の提供、相談体制の整備など、各家庭の子育てを支援していく必要があります。また、少子化対策を進めていくためにも子どもを育てやすい環境が求められています。

本町では*地域子育て支援センターを中心に、子育て相談の場の提供に努めるとともに、中学校修了までの医療費無料化や私立幼稚園就園奨励費の支給などの助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

また、働き方や生活スタイルの変化により、核家族化や共働き世帯が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立を支援する必要があります。

基本方針

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する町民のニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
子育て講座（親子教室）の参加者数	490人	500人
地域子育て支援センター利用者数	9,259人	11,000人

基本計画

（1）育児のためのコミュニティの充実

①相談できる場の充実

地域子育て支援センターを拠点として保健センター、保育所（園）、幼稚園、児童館などと連携して子育てについて相談できる場の充実を図ります。

また、子育てが楽しくなるよう、子どもを持つ親どうしが気軽に話し合える機会や、世代間交流の機会の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供に努めます。

②社会の子育て機能の向上の促進

社会でも子育ての一部を分担するため、養育家庭訪問など各種事業の実施や講習会の開催、*民生委員・児童委員との連携、子育てサークル支援などを実施します。

(2) 経済的支援の拡充

①こども医療費の支給

こども医療費の支給を継続し、子どもを産み育てることに伴う経済的負担の軽減を図ります。

②ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当をはじめとする経済的な生活支援に加え、就労支援や相談機能の拡充により自立を促進します。

③就園・就学への支援

幼稚園就園に関する負担の軽減や、経済的に恵まれない幼児や児童生徒に対し、必要な学用品などを支給します。

(3) 仕事と子育ての両立支援の推進

①保育サービスの拡充

地域の実情について十分考慮しながら、乳幼児保育や延長保育、一時保育、障がい児保育など多様な保育サービスや幼稚園の預かり保育の実施を促進します。

②学童クラブの充実

学童クラブの運営を充実させ、放課後に保護者が不在である家庭の児童の健全育成を図ります。

用語解説 (50音順)

地域子育て支援センター：子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務している。児童委員は、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。児童福祉法に基づき厚生労働大臣より委嘱され、民生委員を兼務している。

2. 子どもが健やかに育つ環境の整備

町の現況と課題

未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、妊娠期や出産期、乳幼児期、児童期などにおける母子保健活動の充実や適切な医療確保を図る必要があります。

本町では、子育て中の親を支援するため、乳幼児保育や延長保育、一時保育、障がい児保育の実施や、*ファミリー・サポート・センターや児童館、学童クラブでの各種事業に取り組んでいます。また、子どもたち自らが企画して子ども自身が楽しめるまちづくり「ミニまつぶし」を実施し、地域・世代間交流の機会を促進しています。

平成27年4月に施行が予定されている*子ども・子育て関連3法では、教育・保育給付の導入や保育に対する自治体の責任の明確化などを求めており、地域全体で子育てを支える体制を再構築していく必要があります。

基本方針

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
認定こども園の数	1箇所	3箇所
松伏町ジュニアリーダー登録者数	12人	24人

基本計画

(1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充

①新制度の周知

子ども・子育て関連3法に基づく新しい制度について親や関係機関への周知を図ります。

②事業計画の策定

地域ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に事業に取り組みます。

③幼保一元化の推進

新制度への移行を進めるなかで、関係機関との連携・調整により*認定こども園の整備を促進します。

(2) 母子保健・医療の拡充

①乳幼児健康診査の推進

妊娠時期からの健康情報の普及・啓発、妊婦や乳幼児の健康診査や相談の実施により、病気の早期発見を図ります。

②小児救急医療体制の拡充

関係医師会などと連携し、夜間診療や休日診療などの小児救急医療体制の拡充を図ります。

③発達に遅れや偏りのある子どもの支援

発達に遅れや偏りがある子どもの早期発見・支援とともに、親の支援を行います。

(3) 充実した子育て環境の形成

①地域における子育て支援の促進

会員相互に子育ての援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、有資格者や子育て経験者による一時預かりを行う民間グループを支援します。

②子どもの居場所の確保

子どもが身近で安全に自由に遊べるよう、公園や広場などの場所を確保します。また、放課後や週末の子どもたちの活動拠点となるよう、児童館の事業を推進します。

③児童虐待の防止

関係機関による情報の共有化を図り、児童虐待の未然防止に向けた相談や情報提供、保護を行う体制の拡充に努めます。

(4) 青少年健全育成の推進

①青少年活動への支援

青少年がふれあいながら健やかに育つことができるよう、子ども会やスポーツ少年団、ジュニアリーダーなどの青少年の健全育成に関わる活動を支援します。

②社会環境の浄化の促進

飲酒や喫煙の防止、薬物乱用の防止など、青少年の問題行動の早期発見や未然防止に努め、犯罪防止活動を促進します。

用語解説（50音順）

子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された次の3つの法律を「子ども・子育て関連3法」と呼ぶ。

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

認定こども園：幼稚園、保育所（園）等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

ファミリー・サポート・センター：市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所（園）への送迎や、学童クラブ終了後に一時的に子どもを預かるなど、会員どうしによる相互援助活動のあっせんを行う。

保育所（園）の概況

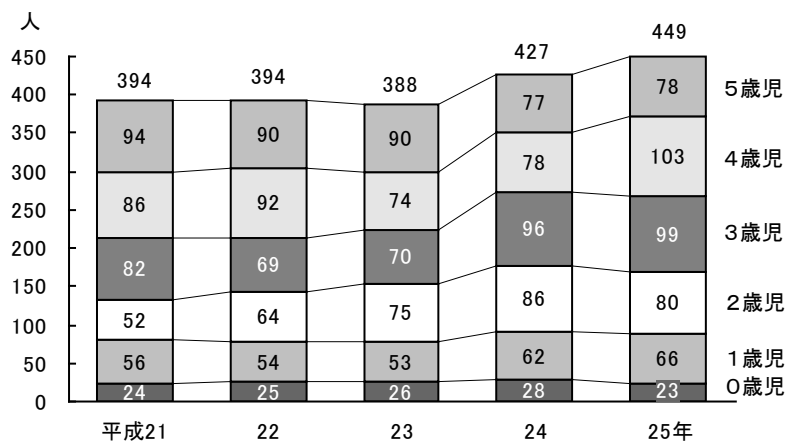
単位：か所、人

	保育所（園）数		保育士数	その他の職員数	園児数						
	町立	私立			総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成21	1	4	60	32	394	24	56	52	82	86	94
22	1	4	72	35	394	25	54	64	69	92	90
23	1	4	67	40	388	26	53	75	70	74	90
24	1	4	79	39	427	28	62	86	96	78	77
25年	1	4	79	40	449	23	66	80	99	103	78

（各年3月1日現在）

（資料）福祉健康課

年齢別保育所園児数の推移



（各年3月1日現在）

（資料）福祉健康課

幼稚園の概況

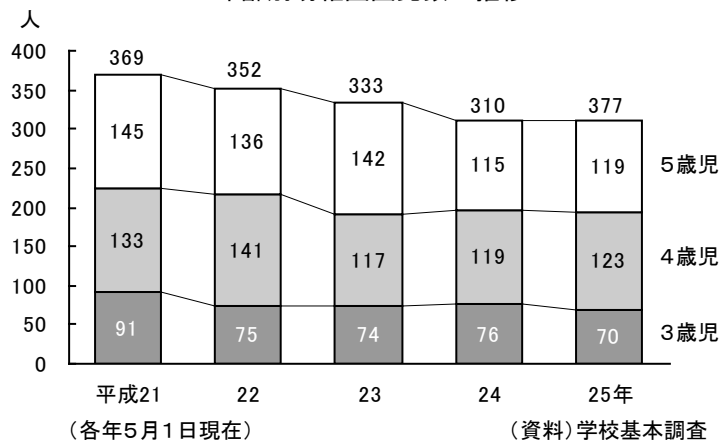
単位：園、人

	園数	教員数	園児数					
			総数	男	女	3歳児	4歳児	5歳児
平成21	3	25	369	177	192	91	133	145
22	3	24	352	174	178	75	141	136
23	3	22	333	169	164	74	117	142
24	3	22	310	163	147	76	119	115
25年	3	24	312	157	155	70	123	119

(各年5月1日現在)

(資料)学校基本調査

年齢別幼稚園園児数の推移



地域子育て支援センター利用の様子

3. 学校教育の充実

町の現況と課題

時代の大きな転換期のなかで、学校教育の現場においては、児童生徒の学ぶ意欲や学力、体力の低下、規範意識の希薄化など多くの課題が指摘されているところです。

本町では、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視する「生きる力」をはぐくむ教育を推進し、創意工夫を図った特色ある教育活動を展開しています。今後も、学校・地域の実情に基づいて教育の質のさらなる向上を図るとともに、社会の変化に応じた情報教育、国際理解や環境・エネルギー教育などの新たな教育課題にも取り組んでいく必要があります。

また、学校施設について、中・長期的視点に立った小中学校の計画的な改修計画などを検討し教育環境をさらに整備することが課題となっています。

近年は、地域社会全体で学校教育を支えることが求められており、本町においても地域と連携した取り組みが行われています。地域・家庭・学校が連携し「開かれた学校」づくりをさらに推進していく必要があります。

基本方針

「心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成」を掲げ、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視した知・徳・体の調和の取れた「生きる力」をはぐくむ教育を推進します。

〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
30日以上の不登校児童数 （児童100人あたり）	0.21人	0.13人
30日以上の不登校生徒数 （生徒100人あたり）	0.96人	0.66人
小中学校における学校図書館蔵書率 100%達成校	3校	5校

基本計画

(1) 「生きる力」をはぐくむ教育の推進

① 確かな学力の定着と向上

基礎・基本の学力の定着を図るとともに、思考力や判断力、表現力など確かな学力を備えた児童生徒を育成します。

② 豊かな人間性の育成

他人を思いやる心や美しいものに感動する心といった豊かな人間性をはぐくむため、道徳教育のさらなる充実を図るとともに、社会体験・自然体験など児童生徒の発達段階や特性を考慮した教育活動を推進します。

③ 健やかな体づくり

運動に親しむ環境や能力を育てるとともに、心身ともに健全な生活を実践することができるよう、学校保健の充実を図ります。

また、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、食育の推進や栄養指導による望ましい食習慣の形成を図ります。

④ グローバル化への対応

国際化、情報化など社会の変化に応じた、国際理解教育、情報教育の充実を図ります。

(2) 学習しやすい教育環境の充実

① 計画的な改修

安全・安心な学校づくりのため、老朽化に応じた中・長期的な改修事業計画を作成し、大規模改修事業などを計画的に実施し、教育環境の計画的な整備を図ります。

② 教育相談体制の充実

いじめや不登校、進路指導、障がいのある児童生徒の就学など、児童生徒や保護者が抱える不安を解消するため、教育相談体制を充実します。

③ 教職員の資質能力の向上ときめ細やかな指導の充実

社会の変化に対応できる学習形態や指導体制の工夫・改善をめざして、教職員の研修を充実させ、その資質能力の向上に努めます。

教育支援員による*ティームティーチングなどの充実を図り、児童生徒一人ひとりにあったきめ細やかな教育活動を展開します。

④ 特別支援教育の充実

障がいのあるすべての児童生徒の教育の一層の充実を図るために特別支援教育を推進し、子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう教育環境を充実します。

(3) 地域・家庭・学校の連携

①連携体制の推進

「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成やその体制づくりを図るため、※学校応援団の組織づくりなど、学校と家庭、地域によるさまざまな形での連携を推進します。
また、地域住民の意見を学校運営に反映させるため、※学校評議員制度を充実します。

②保育所（園）・幼稚園・小学校の連携

保育所（園）・幼稚園・小学校の連携を図り、就学前児童と小学校の教職員が関わりを持つことによって、小学校教育への円滑な接続を推進します。

③学校に関する情報提供の推進

「開かれた学校」をめざし、学校評価の結果や教育目標、教育課程、教育活動の状況などの情報を保護者や地域住民に対して積極的に提供するとともに、公開授業や学校行事への参加を呼びかけます。

用語解説（50音順）

学校応援団：埼玉県教育委員会の施策で、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。また、各市町村や地域での同様な取組みも含まれる。

学校評議員制度：各学校の校長によって学区内から推薦された住民を、教育委員会が「学校評議員」として委嘱する制度のこと。委嘱された委員は、学校運営に対する助言などを行う。本町の全小中学校に設置されている。

ティームティーチング：複数の教師が授業を進める形態。例えば、1つの学級に2人の教員を配置し、1人の教員が全体を指導している間に、もう1人の教員が机間指導を行うなどの方法がある。

小学校の概況

単位：校、人

	学校数	学級数	児童数			教員数			教員1人当たりの児童数
			総数	男	女	総数	男	女	
平成21	3	67	2,088	1,053	1,035	91	31	60	22.9
22	3	67	2,057	1,024	1,033	93	29	64	22.1
23	3	65	1,961	995	966	94	31	63	20.9
24	3	65	1,918	981	937	97	31	66	19.8
25年	3	63	1,816	923	893	93	30	63	19.5

(各年5月1日現在)

(資料)学校基本調査

中学校の概況

単位：校、人

	学校数	学級数	生徒数			教員数			教員1人当たりの児童数
			総数	男	女	総数	男	女	
平成21	2	31	1,064	563	501	56	36	20	19.0
22	2	31	1,055	542	513	57	39	18	18.5
23	2	31	1,073	540	533	59	38	21	18.2
24	2	30	1,044	506	538	55	39	16	19.0
25年	2	30	1,046	520	526	63	43	20	16.6

(各年5月1日現在)

(資料)学校基本調査